



申1号熱中症を予防できる労働環境を求める緊急申し入れ団体交渉報告

酷暑においても安心して働ける環境整備を強く求める！

新潟地本は熱中症を予防する労働環境を求め11月11日に申1号団体交渉に臨みました。期間を設けて予算措置を行い対策・教育を行うべきと主張する組合側に対して、会社側は年間を通じて社員の健康管理を行っている、予算措置を行う考えはないが必要な職場環境は整えていくと回答しました。熱中症対策は労使共通の課題として今後も取り組んで行くことを確認しました。

1. 熱中症予防に対する新潟支社の考え方及び予算措置を明らかにすること。

(組合)10年前と最高気温も違っている。同じ対応で良いのか。冬期のように予算措置を行い対応すべき。小口現金で対応しきれているか。

(会社)職場環境を整えるのは現場長判断、支社一律で準備するよりは良いかと。必要であれば予算をつけるが現状問題は無い。

2. 熱中症に対するリスク管理を系統別に明らかにすること。

3. 熱中症予防に関する全社員教育を行うこと。(2, 3項一括議論)

(組合)環境省等が発表している暑さ指数を活用したり計測できるポータブルを配備しては？

(会社)本社通達でも暑さ指数を参照するようになっている。計測できる機器を新たに設置する考えはないが、何が有効なのか今後検討して行く。

4. 7月1日～9月30日を熱中症対策期間とし、外出時に携行できる飲料等を支給すると共に必要な冷蔵設備を配備すること。

(組合)出先において冷蔵庫がない箇所もある。容量も小さく使えない職場もある。

(会社)庫内の整理を行い不要なものを処分しても足りなければ調度要求する手段もある。

5. 災害や多客等屋外で長時間対応させる場合は適宜小休止を指示すること。

(組合)営業職場で1時間に10分休憩指示されたり、設備職場で作業中車のエンジンをかけておいて冷房を効かせておくなど良い事例は水平展開していくべき。

(会社)連絡文書や現場長会議などで共有は行っている。

*その他の項目や詳細については各事務所に配信した交渉メモを参考にして下さい。

働きやすい労働環境を作りだそう！